

被害者非難と加害者の非人間化^{1,2}

——2種類の公正世界信念との関連——

村山 綾 三浦 麻子 関西学院大学

Derogating victims and dehumanizing perpetrators: Functions of two types of beliefs in a just world

Aya Murayama and Asako Miura (*Kwansei Gakuin University*)

This study defined Belief in Just World (BJW) multidimensionally and investigated the effects of Belief in Immanent Justice (BIJ) and Belief in Ultimate Justice (BUJ) on victim derogation and draconian punishment of perpetrators. Study 1 tested the validity of the multidimensional structure of BJW and demonstrated relationships between BJW and other psychological variables. In Study 2, we measured the reactions to the victim and perpetrator in an injury case reported in a news article, and evaluated the relationships of these reactions to BIJ and BUJ. The results revealed that BIJ was associated with a preference in draconian punishment of the perpetrator, while BUJ was associated with dissociation from the victim (a type of victim derogation). In addition, as hypothesized, we found that dehumanization of the perpetrator partially mediated the relationship between BIJ and victim derogation. We discussed relationships between the two types of BJW and just-world maintenance strategies in the situation where a victim and a perpetrator are both recognized.

Key words: beliefs in a just world, victim derogation, draconian punishment, dehumanization of a perpetrator, lay judge system.

The Japanese Journal of Psychology

J-STAGE Advanced published date: January 15, 2015

われわれは、重大な刑事事件の経緯を新聞やニュースを通してしばしば目にする。そして、その時に得られる限られた情報をもとに、事件の被害者や加害者に対する印象を形成する。特に、不運な目にあった罪のない被害者に対して、その人格を傷つけたり非難したりする傾向は、公正世界信念 (Belief in Just World: Lerner, 1980) の文脈で研究が進められ、多くの知見が示されてきた。

公正世界信念とは、世界は突然の不運に見舞われることのない公正で安全な場所であり、人はその人にふさわしいものを手にしているとする信念である (Lerner, 1980)。このような信念は幼児期からの経験

を通して形成されるが (Bennett, 2008)、それを覆すような刺激 (例えば事件や事故を報じるニュース) に接すると、脅威にさらされる。そして、被害者と自分の属性に類似点がある場合や、被害にあった原因をどこにも帰属できない場合 (Correia & Vala, 2003; Correia, Vala, & Aguiar, 2007) に、罪のない被害者の人格を傷つけたり非難したりすることで信念の維持を図る傾向がある (Warner, VanDeursen, & Pope, 2012)。また、被害者が長期的な苦悩を強いられたり、被害の回復が望めないような場合ほど、その非難の程度は高まるとされている (Hafer & Begue, 2005)。

公正世界を信じることで生じうる被害者非難は、罪のない被害者を傷つける。しかし同時に、公正世界信念が維持されることによって、世界は安定して秩序のある環境なのだという認識が提供される。そしてその認識が、心理的なバランスや、長期目標、幸福感を維持する基盤となっているとの指摘もある (Dalbert, 2001; Hafer & Begue, 2005)。例えば長期目標の維持と公正世界信念との関係を検討した過去の研究では、罪のない被害者が苦しんでいる状況を目の当たりにする

Correspondence concerning this article should be sent to: Aya Murayama, Graduate School of Humanities, Kwansei Gakuin University, Uegahara, Nishinomiyama 662-8501, Japan (e-mail: murayama@kwansei.ac.jp)

¹ 本研究は関西学院大学 “人を対象とした臨床・調査・実験” 倫理委員会の承認を得て実施された (承認番号 2013-11)。

² 本研究は平成 25 年度科学研究費若手研究 B (課題番号 10609936 研究代表者: 村山 綾) を受けて行われた。

と、長期目標の維持が阻害され、より小さい、短時間で受け取れる報酬を選択しやすくなる傾向が示されている (Callan, Shead, & Olson, 2009)。ただし、このような傾向は被害者非難をどの程度行うかによって異なり、信念が脅威にさらされた場合に被害者非難を行うほど、短時間で獲得できる小さな報酬を無視し、長時間経過した後に獲得できる大きな報酬を愛好することが分かった (Callan, Harvey, & Sutton, 2014)。つまり、被害者非難を通じた信念維持は、長期的な目標の維持を可能とし、実質的な利益をもたらすのである。

加害者が存在する事件の場合、われわれは被害者に対する反応に加え、加害者に対しても利用可能な情報からさまざまな推論や反応を行うだろう。不公正な状況を生み出した加害者に対する処罰の期待や否定的反応そのものを、公正世界信念の維持方略の一つと捉えることができるとの指摘もある (Hafer & Begue, 2005)。Callan et al. (2014) は、加害者が特定、逮捕されている場合には、被害者非難による信念維持の効果が小さくなることを示した。これらを合わせて考えると、加害者と被害者がともに顕在化している場合、加害者に対する否定的反応による信念維持がなされることがあり、そしてその結果脅威が低減した場合、相対的に被害者非難を行う必要がなくなる可能性がある。ただし、公正世界信念の研究の多くは、病気や事故など明確な加害者が存在せず不運に直面した被害者を対象としたり、加害者がいたとしても被害者に着目した刺激を用いてきた (Callan, Ellard, & Nicol, 2006; Callan, Sutton, & Dovale, 2010; Correia & Vala, 2003; Correia et al., 2007)。そのため、公正世界信念と加害者に対する反応との関係は、被害者非難との関係ほど系統だった検討がなされていない (Hafer & Begue, 2005)。しかし、われわれが日常的に接する重大な事件や事故に関する情報には、加害者に関する言及が含まれることが多い。このことから、加害者を通じた公正世界信念の維持プロセスの検討も重要であると考えられる。そこで本研究では、被害者と加害者がともに顕在化するような状況に焦点を当て、双方に対する反応と公正世界信念との関係を検討する。

2 種類の公正世界信念と信念維持方略との関連

先に述べたとおり、公正世界信念は幼少期からの経験を通して形成されるため、信念の強弱には個人差が存在する。そして、公正世界信念の下位概念によって被害者非難に見られる信念維持方略との関連が異なる可能性が指摘されてきた (Hafer & Begue, 2005; Lipkus, Dalbert, & Siegler, 1996; Maes, 1998; Maes & Schmitt, 1999; 白井, 2010)。本研究では、被害者と加害者が顕在化した際に、両者への反応が異なる可能性がある2種類の公正世界信念 (内在的公正世界信念、究極的公正世界信念) の個人差に注目する。

まず、内在的公正世界信念 (Belief in Immanent Justice: BIJ) は、ある出来事 (特に負の結果) が起こった原因を、過去の行い (負の投入) によるものと信じる傾向である。得られた結果には正義が内在すると考え (Hafer & Begue, 2005)、幼児期からの満足の遅延に関する学習や、報酬・罰の経験を通して形成、強化される (Bennett, 2008)。次に、究極的公正世界信念 (Belief in Ultimate Justice: BUJ) は、不公正によって受けた損失が将来的に埋め合わされると信じる傾向である。自分が知るに至らなくとも、被害は将来的に回復されると考える。被害の回復は現世で行われる必要はなく、来世でも構わないという、宗教性の強い長期的視点を含む信念である。究極的公正世界信念は、内在的公正世界信念と比較して、その信念維持のための関係者への援助や被害の埋め合わせ、事件の認知的再解釈といった実質的・心理的な努力を必要としない (Hafer & Begue, 2005; Maes, 1998; Maes & Schmitt, 1999)。

加害者が存在せず、不運に巻き込まれた被害者への反応のみに焦点があてられた先行研究では、内在的公正世界信念が強い個人ほど被害者の行動非難を行いやすく、被害の原因を被害者に帰属する傾向が見られた。一方で、究極的公正世界信念の強さはこのような傾向とは関連しないことが示された (Maes, 1998)。ただし、究極的公正世界信念の強さは、被害者との間に心理的距離をとり、事故や被害者を自分と関係のないものとする非直接的な被害者非難と関連する可能性が指摘されている (Hafer & Begue, 2005)。

以上の先行研究の結果は、明確な加害者がいない状況を対象としていた。それでは、加害者が存在し、さらにはその加害者が特定・逮捕されている場合にも、同様の傾向が見られるだろうか。先に示した通り、加害者への否定的反応は公正世界信念の維持方略の一つとして捉えることができる (Hafer & Begue, 2005)。また、内在的公正世界信念の強さは、負の投入や結果に対する厳罰的な振る舞いとも関連する (Maes & Schmitt, 1999)。これらの研究を合わせて考えると、2種類の公正世界信念のうち、特に内在的公正世界信念は、刑事事件の加害者への厳罰指向と関連することが予想される。そして、加害者への否定的反応を通じた信念維持がなされることで、結果として被害非難による信念維持は相対的に行われにくくなると考えられる。一方で究極的公正世界信念の強さは、加害者への否定的反応を通じた信念維持にはつながらないと考えられる。なぜなら、加害者に対する厳罰指向は被害の埋め合わせの一種と考えられ、その場合、実質的・心理的努力が必要となるからである (Hafer & Begue, 2005; Maes, 1998; Maes & Schmitt, 1999)。先に示した通り、究極的公正世界信念は、被害の埋め合わせが直接の被害者に対して迅速になされることを重視しない。結果として、Hafer & Begue (2005) の従来の指

摘のように、被害者との間に心理的距離をとるような信念維持方略を選好することが考えられる。

加害者の非人間化の媒介効果

本研究では、上記の予測に加え、内在的公正世界信念の強さと加害者への厳罰指向の関係の背景にある心的プロセスにも注目する。公正世界信念の強さは、加害に至る理由が説明不可能で、被害者の被害の回復も望めない場合、加害者の悪魔化 (demonize) や患者化 (patientize) といった非人間化 (dehumanizing) による信念維持方略につながる可能性が指摘されている (Ellard, Miller, Baumele, & Olson, 2002; 白井・サトウ・北村, 2011)。特に、内在的公正世界信念の強い個人は、究極的公正世界信念と比較して、信念維持のために事件の認知的再解釈を行いやすい。したがって、その過程において加害者の非人間化がなされる可能性も高いだろう。そして、加害者を非人間化する傾向が強いほど、更生や社会復帰に関する関心は薄いと同時に、厳罰指向への関心は強くなるだろう。つまり、内在的公正世界信念の強さと加害者に対する厳罰指向の関係には、加害者に対する非人間化の効果が介在することが予測される。

本研究の仮説

これまでの議論から導出される仮説は以下の通りである。

仮説 1 究極的公正世界信念は、被害者との間の心理的距離の大きさと正の関連をもつ。

仮説 2 内在的公正世界信念は、加害者への厳罰指向と正の関連をもつ。

仮説 3 内在的公正世界信念と厳罰指向の関係を、加害者の非人間化が媒介する。

本研究では、二つの研究を実施する。研究 1 では、Maes & Schmitt (1999) で使用された 2 種類の公正世界信念を含む多次的な公正世界信念の尺度を邦訳し、その妥当性を検討する。研究 2 では、被害者が見知らぬ加害者に傷つけられたという架空の新聞記事を呈示し、2 種類の公正世界信念が被害者と加害者に対する反応に及ぼす影響を三つの仮説を通して検証する。

研究 1

研究 1 では、被害者や加害者に対する反応と公正世界信念の個人差との関係を検討するに際して、Maes & Schmitt (1999) を邦訳した尺度を用いることの妥当性を検証する。

Maes & Schmitt (1999) が作成した尺度は 31 項目から成り、究極的公正世界信念と内在的公正世界信念に加え、人はその人にふさわしいものを手にしているかどうか (Lerner & Miller, 1978) に関する一般的な公正世界信念と、この世に公正は存在しないとす

る公正世界信念を含めた四つの下位概念が想定されている。しかし、因子分析などによる構造の検証は行われていない。

この尺度の構造を明らかにし、公正世界信念の個人差測定尺度としての妥当性を検証するため、以下の心理変数との関連を検討する。まず、下位概念を想定しない尺度で測定された公正世界信念と正の相関関係が示されている内的統制 (Carroll, Perkowitz, Lurigio, & Weaver, 1987) と主観的幸福感 (Dalbert, 2001) を測定する。そして、長期的な目標をもつことや長期的投資の重視が公正世界信念と関連するという観点 (Hafer & Begue, 2005) から、過去、現在、未来に対する認識に関わる時間的展望 (Zimbardo & Boyd, 1999) の個人差のうち、未来への志向性 (将来の目標の設定や、目標達成のための努力を行う傾向) も合わせて測定する。内在的公正世界信念と究極的公正世界信念は、互いに中程度の正の相関をもち (Maes, 1998)、下位概念を想定しない尺度で測定された公正世界信念との間にもそれぞれ中程度の正の相関関係があることから、内的統制、主観的幸福感、未来への志向性のそれぞれとも正の相関関係が予想される。

方法

参加者 オンラインリサーチ会社の登録モニタである 20 代—50 代の男性 264 名、女性 266 名の計 530 名 (平均年齢 40.0 歳, $SD = 11.2$) が回答した。

手続きと測定項目 公正世界信について、Maes & Schmitt (1999) を日本語訳したもの全 31 項目 (“1: 全くそう思わない” — “6: かなりそう思う” の 6 件法) を用いて測定した。翻訳の際は、社会心理学の知識を持つバイリンガルの協力を得て、バックトランスレーションや話し合いにより最終的な日本語版を完成させた³。妥当性を検討する変数として、Locus of Control 尺度 (鎌原・樋口・清水, 1982) の内的統制 4 項目 (“1: そう思う” — “4: そう思わない” の 4 件法, $a = .71$)、時間的展望尺度日本語版 (下島・佐藤・越智, 2012) の未来志向因子 8 項目 (“1: 全くあてはまらない” — “5: よくあてはまる” の 5 件法, $a = .82$)、日本版主観的幸福感尺度 (島井・大竹・宇津木・池見・Lyubomirsky, 2004) 4 項目 (“1: 全く当てはまらない” — “7: かなり当てはまる” の 7 件法, $a = .81$) を用いてそれぞれ測定した。

結果と考察

因子分析 Maes & Schmitt (1999) の 31 項目について最尤法・プロマックス回転による探索的因子分析

³ 翻訳協力者との議論の結果、白井 (2011) でも言及されているように、不公正よりも同義語として使われる不公平の方が一般的に馴染み深いため、injustice を不公平と訳した。

Table 1
公正世界信念の探索的因子分析結果

| 項目 | 因子 | | | 共通性 |
|----------------------------------------|-------|-------|-------|------|
| | 1 | 2 | 3 | |
| 究極的公正世界信念 ($\alpha = .881$) | | | | |
| q1s2 苦しみを抱えたすべての被害者が報われる日はやがて来る | .916 | -.053 | .016 | .778 |
| q1s28 ひどく苦しんだ者はいつか報われる | .792 | .111 | .027 | .739 |
| q1s4 不公平に苦しむすべての人々が報われる日がいつか来るに違いない | .856 | .030 | -.031 | .776 |
| q1s16 すべての悲運はいつか幸運によって埋め合わされる | .812 | .005 | .013 | .660 |
| 内在的公正世界信念 ($\alpha = .860$) | | | | |
| q1s12 どんな人であっても自分の働いた悪事の報いはいつか受けるものである | .015 | .862 | -.047 | .761 |
| q1s5 悪事をたくらむ者はそのたくらみによって墮落する | -.038 | .853 | .057 | .693 |
| q1s20 悪事を働くすべての者はやがてその責任を負うことになる | .085 | .810 | -.047 | .750 |
| q1s29 人を犠牲にして何かを得る者は最終的に多大な犠牲を払うことになる | .016 | .780 | .029 | .624 |
| 不公正世界信念 ($\alpha = .846$) | | | | |
| q1s3 世の中の大抵のことは不公平だ | -.072 | .038 | .853 | .754 |
| q1s22 世の中のあらゆることは全く不公平だ | -.054 | .001 | .814 | .681 |
| q1s30 どこを見ても世の中に公平はない | .192 | -.071 | .783 | .584 |
| q1s8 世の中は不公平なことだらけだ | -.046 | .034 | .873 | .778 |
| | 因子間相関 | | | |
| | — | .604 | -.185 | |
| | — | — | -.004 | |

Table 2
公正世界信念の下位概念ごとの平均値、標準偏差と他の変数との相関関係

| | M | SD | 内的統制 | 未来志向 | 主観的幸福感 |
|-----------|------|------|----------|---------|----------|
| 不公正世界信念 | 4.26 | 1.11 | -.20 *** | -.05 | -.25 *** |
| 究極的公正世界信念 | 3.18 | 1.11 | .41 *** | .20 *** | .24 *** |
| 内在的公正世界信念 | 3.99 | 1.20 | .32 *** | .32 *** | .31 *** |

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

を行った。固有値の推移から3因子構造という解釈が妥当と判断した。第1因子には、負の投入には負の結果がともなうといった、得られる結果には正義が内在されていることを信じる内在的公正世界信念に関わる項目（例：苦しみを与える者はいつか罰を受ける）、第2因子には将来的な被害の回復を信じる究極的公正世界信念に関わる項目（例：昨日苦しんだ者はきっと明日報われる）が多く含まれていた。第3因子は、この世に公正は存在しないと信じる不公正世界信念に関わる項目（例：世の中は不公平なことだらけだ）で構成されていた。Maes & Schmitt (1999) が一般的な公正世界信念を構成するものとして想定していた項目群は、単独の因子としては析出されなかった。

極力単純な因子構造の尺度を作成するため、各因子への負荷量が.50以上であることや、その他の因子への負荷量との差が絶対値で.30以上離れていることなどを基準として項目を選定・削除し、繰り返し探索的因子分析を行った。いくつかの項目は究極的公正世界

信念と内在的公正世界信念のいずれにも比較的高い負荷を示していたが（例：善良な行為を働いた者はほどなくその恩恵を受ける、いつか必ず正義が勝つに違いない）、上記の選定基準に照らし合わせ、分析の過程で除外した。また、最終的な尺度構成にあたり、各下位概念について測定する項目数を同じにするために、上述した選定基準を満たす項目を4項目ずつ抽出した。最終的な因子分析の結果をTable 1に示す。

探索的因子分析の結果、究極的公正世界信念因子と内在的公正世界信念因子との間には強い正の相関関係があった ($r = .60$)。また、不公正世界信念因子と究極的公正世界信念との間には弱い負の相関関係が見られたが ($r = -.19$)、内在的公正世界信念との関連はみられなかった ($r = .00$)。さらに、3因子構造の尺度が十分高い適合度をもつことを確認した ($\chi^2(51) = 92.04$, $p < .001$, GFI = .97, AGFI = .96, CFI = .99, RMSEA = .04)。

他の心理変数との関連 次に、他の概念と前述の3

因子との関連を検討した。各測定変数の平均値と標準偏差、相関分析の結果を Table 2 に示す。予測通り、内在的公正世界信念、究極的公正世界信念は内的統制、未来志向性、主観的幸福感と有意な正の相関関係を示していた。以上から、本研究で用いた尺度によって測定された内在的 / 究極的公正世界信念と他の心理変数との関連は、理論的予測とはほぼ一致したものであることが示された。また、不公正世界信念は内的統制や主観的幸福感と有意な負の相関関係を示し、未来志向性との相関は有意ではなかった。

研究 2

研究 2 では、被害者と加害者が存在する刑事事件(傷害)に関する情報を呈示し、内在的・究極的公正世界信念と被害者非難、加害者への厳罰指向の関連についての仮説を検証する。被害者非難は、仮説と関連する被害者との間の心理的距離の程度と、行動非難の 2 種類を測定する。また、加害者に対する反応は、妥当であると思われる懲役年数(量刑判断)に回答を求めたうえで、その量刑を与える理由について、秋山(1979)に基づき、(a) 厳罰、(b) 秩序維持、(c) 更生・社会復帰の 3 側面を測定する。同時に、加害者の非人間化の程度も測定する。

方法

参加者 研究 1 とは異なるオンラインリサーチ会社の登録モニターである 20—50 代の男性 199 名、女性 201 名の計 400 名(平均年齢 39.7 歳, $SD = 10.7$) が回答した。

刺激 深夜の繁華街を歩いていた被害者が、面識のない加害者(男性)に“誰でもいいから人を刺してやろうと思った”という理由で傷つけられたという趣旨の架空の新聞記事を作成した⁴。新聞記事を刺激としたのは、一般市民はマスメディアの報道を介してこうした刑事事件の情報に接触する機会が多く、その際の感情的な反応を測定することが適切だと判断したためである。被害者と回答者の性別の組み合わせの効果を統制するため、被害者が女性の場合と男性の場合の 2 種類を作成した。

手続きと測定項目 参加者にはまず刺激が呈示され、熟読後に以下の項目への回答が求められた。まず、被害者非難について、行動非難(“繁華街を深夜に歩いていた被害者の男性(女性)にも落ち度がある”, “口論をしていたとしたら、刺された原因は被害者の男性(女性)にもある”: $\alpha = .71$)と、被害者との心的距離(“このような出来事は、自分に近い人にも十分に起こりうる”, “被害者の男性(女性)のように、自分も似たような事件に巻き込まれるかもしれない”:

Table 3
測定変数の平均値と標準偏差

| 測定変数名 | M | SD |
|-----------|------|------|
| 被害者非難 | | |
| 行動非難 | 2.35 | 1.07 |
| 被害者との心的距離 | 4.23 | 1.21 |
| 懲役年数 | 8.60 | 4.25 |
| 刑罰の目的 | | |
| 厳罰 | 4.68 | 1.19 |
| 秩序 | 4.75 | 1.10 |
| 更生復帰 | 4.14 | 1.41 |
| 加害者非人間化 | 4.63 | 1.43 |
| 公正世界信念 | | |
| 不公正世界信念 | 4.29 | 0.98 |
| 究極的公正世界信念 | 3.14 | 0.95 |
| 内在的公正世界信念 | 4.03 | 1.03 |

$\alpha = .87$) (“1: 全くそう思わない” — “6: かなりそう思う” の 6 件法) を測定した。次に、加害者の非人間化について、Haslam(2006) の人間的性質の否定(Denial of Human Uniqueness) より、“未成熟な”, “知性のない”, “単純な”, “無能な”, の 4 項目 ($\alpha = .91$) (“1: 全くそう思わない” — “6: かなりそう思う” の 6 件法) を用いて測定した。そして、量刑判断については“懲役 1 年以上 2 年未満” — “14 年以上 15 年未満” の 14 段階(分析時に統制変数として使用⁵) で測定した。さらに、その量刑を科す目的について、秋山(1979)を参考にし、厳罰(“罰を与えるため”, “懲らしめるため”; $\alpha = .90$), 秩序維持(“犯罪抑制のため”, “社会の秩序を維持するため”; $\alpha = .78$), 更生復帰(“更生のため”, “円滑な社会復帰の促進のため”; $\alpha = .83$) の 3 側面 (“1: まったくあてはまらない” — “6: かなりあてはまる” の 6 件法) を測定した。最後に、研究 1 で作成した多次元公正世界信念尺度 12 項目(内在的公正世界信念 ($\alpha = .87$), 究極的公正世界信念 ($\alpha = .81$), 不公正世界信念 ($\alpha = .82$)) (“1: 全くそう思わない” — “6: かなりそう思う” の 6 件法) について回答を求めた。

結果と考察

測定変数の平均値と標準偏差を Table 3 に示す。研

⁵ 本研究では秋山(1979)に従い、刑罰の目的には 3 種類(厳罰, 秩序維持, 更生復帰)があるとした。そして量刑判断の重さが必ずしも厳罰指向にはつながらない可能性、妥当とみなす量刑が回答者の法律の知識等場合によっては大きく異なる可能性を考慮し、量刑判断に関する回答は統制変数として扱うこととした。

⁴ 使用した刺激は付録に示した。

Table 4
被害者非難, 刑罰の目的, 加害者の非人間化を従属変数とした重回帰分析結果

| 変数名 | 被害者非難 | | 刑罰の目的 | | | 加害者 非人間化 |
|-------------------------|--------|--------------------|---------|----------|---------|-------------|
| | 行動非難 | 心的距離 ^{a)} | 厳罰 | 秩序 | 更生復帰 | |
| 年齢 | -.036 | .035 | .085 | .123 ** | .043 | .062 |
| 回答者の性別 (男性 = 1, 女性 = 2) | -.065 | -.004 | -.024 | .054 | .151 ** | .062 |
| 被害者の性別 (男性 = 1, 女性 = 2) | .002 | -.057 | .038 | -.005 | .013 | .013 |
| 回答者性別・被害者性別 | -.019 | .005 | -.046 | -.021 | -.030 | -.040 |
| 懲役刑の年数 | -.064 | .084 | .267 ** | .328 ** | .043 | .008 |
| 究極的公正世界信念 | .184 * | -.186 ** | -.061 | -.150 ** | .217 ** | -.228 ** |
| 内在的公正世界信念 | -.162 | .130 * | .238 ** | .335 ** | .152 ** | .222 ** |
| 不公正世界信念 | .031 | .146 ** | .187 ** | .068 | -.045 | .133 ** |
| <i>R</i> ² | .038 | .068 ** | .193 ** | .257 ** | .156 ** | .092 ** |

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$

^{a)} 数値が低いほど被害者と自身を乖離させている。

究1で作成した公正世界信念の尺度について、検証的因子分析を行った結果、3因子構造のモデルの適合度は十分に高かった ($\chi^2(51) = 120.06, p < .001, GFI = .95, AGFI = .93, CFI = .97, RMSEA = .06$)。

まず、被害者非難、刑罰の目的、加害者の非人間化に、公正世界信念が及ぼす影響を検討した。内在的公正世界信念と究極的公正世界信念に加え、不公正世界信念を含むその他の統制変数(回答者の年齢と性別、被害者の性別、回答者の性別と被害者の性別の交互作用項、量刑判断)を独立変数とし、被害者非難(行動非難、被害者との心的距離)、刑罰の目的(厳罰、秩序維持、更生復帰)、加害者の非人間化のそれぞれを従属変数とする重回帰分析を行った。結果をTable 4に示す。

被害者非難のうち行動非難はモデルが有意ではなかった。一方で、被害者との心的距離の程度には、究極的公正世界信念が有意な負の影響を、内在的公正世界信念は有意に近い弱い正の影響を持つことが示され、究極的公正世界信念が強いほど被害者との心的距離を大きくする傾向がみられた。したがって仮説1は支持された。次に刑罰の目的に関しては、内在的公正

世界信念が厳罰指向に有意な正の影響を示した。究極的公正世界信念の影響は見られなかった。この結果は仮説2を支持している。秩序維持でも内在的公正世界信念と究極的公正世界信念の効果は異なり、内在的公正世界信念は正の、究極的公正世界信念は負の、いずれも有意な影響をもっていた。更生復帰には、内在的公正世界信念、究極的公正世界信念のいずれもが有意な正の効果と及ぼしていた。最後に、加害者の非人間化について、内在的公正世界信念は有意な正の影響を示したが、究極的公正世界信念は有意な負の影響を示した。また、不公正世界信念は、被害者との間の心的距離、加害者への厳罰、加害者に対する非人間化にいずれも有意な正の効果と及ぼしていた。

媒介効果の検討 仮説3を検証するため、内在的公正世界信念と厳罰指向の関係に対する加害者の非人間化の媒介効果を検討した(Baron & Kenny, 1986)。ブートストラップ法(バイアス修正法, 2,000回のリサンプリング)により95%信頼区間を算出したところ、0は含まれておらず(95%CI (.008 — .077)), 加害者に対する非人間化の有意な部分媒介の効果が認められた(Figure 1)。これは、内在的公正世界信念の強さが加害者の非人間化につながり、その結果として厳罰指向が強くなることを示している。したがって仮説3は支持された。

総合考察

本研究では、刑事事件の被害者や加害者に対する反応に影響を及ぼす個人要因として公正世界信念に注目し、下位概念によって選好される信念維持方略に違いがある可能性を検討した。そして、究極的公正世界信念(被害により受けた損失は将来的に埋め合わされると考える傾向)は被害者との間の心的距離の大きさと関連し、内在的公正世界信念(負の投入には負の結果

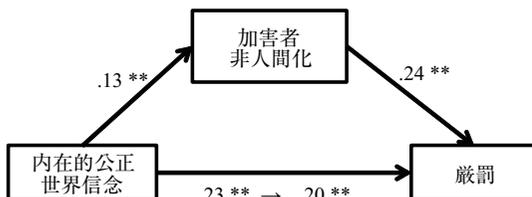


Figure 1. 媒介分析結果

注) 内在的公正世界信念から厳罰指向への直接効果(.23)は、加害者の非人間化という媒介変数によって有意に減少(.20)していた($p < .05$)。

が伴うと考える傾向)は加害者への厳罰指向や非人間化と関連することが明らかになった。従来の公正世界信念に関する先行研究では、主に被害者非難との関係が検討されてきたが(Hafer & Begue, 2005), 加害者が存在する場合には加害者への否定的反応を通じた信念維持がなされることが示された。

公正世界信念の下位概念

研究1ではMaes & Schmitt (1999)の尺度を邦訳し、他の心理変数との関連を検討した。因子分析の結果、3因子構造が得られた。究極的公正世界信念と内在的公正世界信念因子と他変数との関連は先行研究(Carroll et al., 1987; Hafer & Begue, 2005; Skitka & Crosby, 2003)と一致していた。

不公正世界信念は、究極的公正世界信念と弱いながらも負の相関関係があったが、内在的公正世界信念とは無相関であった。不公正世界信念は公正世界信念と対極の位置にあるとする白井(2010)や、直交関係にあるとするHafer & Begue(2005)などの従来の議論も踏まえると、本研究で作成した12項目版尺度は、全項目の合計得点を公正世界信念の強さの指標として用いるのは不適切であろう。一方で、究極的公正世界信念と内在的公正世界信念の得点を合算して一般的公正世界信念とし、不公正世界信念と並列的に扱うことは可能と考えられる。不公正世界信念と一般的公正世界信念の関係性は本研究の仮説の範囲を超えるものであるためここでは詳しく議論しないが、さらに発展的な研究が求められる。

2種類の公正世界信念と信念維持方略

研究2では、究極的公正世界信念が強い場合に被害者との心的距離を大きくする傾向が示された。究極的公正世界信念の強さは、被害の埋め合わせや事件の認知的再解釈のような実質的・心理的努力を通じた信念維持につながらない可能性が指摘されてきた(Hafer & Begue, 2005)。本研究で、究極的公正世界信念の強さと厳罰指向や秩序維持が無関連、または負の関係を示した点や、加害者の非人間化とも負の関連を示した点は、上述の先行研究の指摘と一致している。そして結果として、究極的公正世界信念の強さは、厳罰指向や非人間化のような信念維持方略ではなく、被害者との間に心的距離をとり、事件が自分自身とは無関連な出来事と考える形の信念維持につながった可能性がある。

内在的公正世界信念の強さは、加害者への厳罰指向につながっていた。一方、被害者非難とは関連が見られなかった。この結果は、内在的公正世界信念の強さが被害者非難につながるとしたMaes(1998)の結果と異なる。その背景には、Maes(1998)を含む従来の研究の多くが被害者のみに焦点を当ててきたことが

挙げられるだろう。本研究から、加害者が特定されている場合は、加害者に対する否定的反応を通じた信念維持が優先され、相対的に被害者非難が行われにくくなる可能性が示された。加害者が特定されている場合、被害者非難による信念維持の効果が小さくなるとした先行研究の結果(Callan et al., 2014)とも一致している。

上記の結果に加え、内在的公正世界信念と厳罰指向の関連に加害者の非人間化が介在することも示された。そして、不公正世界信念の強さも厳罰指向や加害者の非人間化につながっていた。これらの結果を踏まえると、上記のプロセスには、社会は不公正だとする信念を醸成するに至った過去の対人的な経験や昨今の社会的状況も、直接的ではなくとも影響している可能性があるだろう。

仮説は支持されたものの、全体的にその効果が小さいことには留意する必要がある。この原因のひとつとして、刺激の感情強度の問題があげられる。公正世界信念と被害者非難の関連は、被害者の長期にわたる苦悩が示されたり、被害者と自分の属性に類似点がある際に強くなる(Correia & Vala, 2003; Correia et al., 2007)。また、被害者非難が生じるのは、感情的で直感的な思考が関連しているためであるという(Hafer & Begue, 2005)。加害者への反応も同様に、刺激の感情強度が非人間化プロセスに影響することが考えられる。本研究では、罪のない被害者が加害者に一方的に傷つけられたことのみを示す簡便なニュース記事を用いたため、関連は弱いレベルにとどまった可能性がある。しかしこのことは同時に、弱い感情強度しかもたない刺激への反応にさえ公正世界信念の影響が見られたとも考えられる。

今後の展開と応用可能性

今後は以下のような展開が考えられる。第一に、事件の重大性による公正世界信念と信念維持方略の関係の違いについて検討の余地がある。本研究では傷害事件に関するニュース記事を刺激としたが、死刑が最高量刑となるような重大事件や、詐欺や窃盗等の比較的軽微な事件も対象とし、事件の重大性による公正世界信念と被害者非難や厳罰指向の関連の差異も解明する必要がある。第二に、本研究では公正世界信念を個人差として扱ったが、内在的公正、究極的公正世界信念への脅威を操作し、信念維持方略との関連を解明する実験的視点も興味深い。特に究極的公正世界信念は、被害者との心的距離をとるような信念維持ができないような事件において、どのような方略を偏好するかという点は明らかにされるべきである。このような検討をする場合は、実験的操作と個人差の交互作用効果を加味する必要があるだろう。

最後に、実社会の現状とのかかわりについて述べる。裁判員制度施行後、一般市民が重大な刑事事件の被告

人に法的判断を下すことになった。つまり、被害者非難や加害者に対する否定的反応が、実際の法的判断に影響する可能性が出てきた。制度施行後、対象事件で被告人に対する求刑以上の判決が増えるといった厳罰指向がしばしば話題になっている。その背景には、本研究で示された一般市民の内在的公正世界信念や不公正世界信念の強さに加え、被告人に対する非人間化の媒介効果の存在が想定できる。このような実社会の現状と照らし合わせながら、公正世界信念と被害者非難、加害者の否定的反応について継続して知見を積み重ねていくことの社会的意義は大きい。

引用文献

- 秋山 薊二 (1979). 刑務所目的の混乱について——北米を中心に—— 弘前学院大学紀要, **15**, 129–138. (Akiyama, K. (1979). A muddled goal of prison: Focused on North America. *Bulletin of Hirosaki Gakuin University*, **15**, 129–138.)
- Baron, R. M., & Kenny, D. A. (1986). The moderator-mediator variable distinction in social psychological research: Conceptual, strategic, and statistical considerations. *Journal of Personality and Social Psychology*, **51**, 1173–1182.
- Bennett, A. K. (2008). Just world jurors. *Jury Expert*, **20**, 35–44.
- Callan, M. J., Ellard, J. H., & Nicol, J. E. (2006). The belief in a just world and immanent justice reasoning in adults. *Personality and Social Psychology Bulletin*, **32**, 1646–1658.
- Callan, M. J., Harvey, A. J., & Sutton, R. M. (2014). Rejecting victims of misfortune reduces delay discounting. *Journal of Experimental Social Psychology*, **51**, 41–44.
- Callan, M. J., Shead, N. W., & Olson, J. M. (2009). Foregoing the labor for the fruits: The effect of just world threat on the desire for immediate monetary rewards. *Journal of Experimental Social Psychology*, **45**, 246–249.
- Callan, M. J., Sutton, R., & Dovale, C. (2010). When deserving translates into causing: The effect of cognitive load on immanent justice reasoning. *Journal of Experimental Social Psychology*, **46**, 1097–1100.
- Carroll, J. S., Perkowitz, W. T., Lurigio, A. J., & Weaver, F. M. (1987). Sentencing goals, causal attributions, ideology, and personality. *Journal of Personality and Social Psychology*, **52**, 107–118.
- Correia, I., & Vala, J. (2003). When will a victim be secondarily victimized? The effect of observer's belief in a just world, victim's innocence, and persistence of suffering. *Social Justice Research*, **16**, 379–400.
- Correia, I., Vala, J., & Aguiar, P. (2007). Victim's innocence, social categorization, and the threat to the belief in a just world. *Journal of Experimental Psychology*, **43**, 31–38.
- Dalbert, C. (2001). *The justice motive as a personal resource: Dealing with challenges and critical life events*. New York: Kluwer Academic/Plenum Publishers.
- Ellard, J. H., Miller, C. D., Baumle, T., & Olson, J. M. (2002). Just world processes in demonizing. In M. Ross & D. T. Miller (Eds.), *The justice motive in everyday life*. New York: Cambridge University Press. pp. 350–362.
- Hafer, C. L., & Begue, L. (2005). Experimental research on just-world theory: Problems, developments, and future challenges. *Psychological Bulletin*, **131**, 128–167.
- Haslam, N. (2006). Dehumanization: An integrative review. *Personality and Social Psychology Review*, **10**, 252–264.
- 鎌原 雅彦・樋口 一辰・清水 直治 (1982). Locus of Control 尺度の作成と、信頼性、妥当性の検討 教育心理学研究, **30**, 302–307. (Kambara, M., Higuchi, K., & Shimizu, N. (1982). New Locus of Control Scale: Its reliability and validity. *Japanese Journal of Educational Psychology*, **30**, 302–307.)
- Lerner, M. J. (1980). *The belief in a just world: A fundamental delusion*. New York: Plenum Press.
- Lerner, M. J., & Miller, D. T. (1978). Just world research and the attribution process: Looking back and ahead. *Psychological Bulletin*, **85**, 1030–1051.
- Lipkus, I. M., Dalbert, C., & Siegler, I. C. (1996). The importance of distinguishing the belief in a just world for self versus for others: Implications for psychological well-being. *Personality and Social Psychology Bulletin*, **22**, 666–677.
- Maes, J. (1998). Immanent justice and ultimate justice: Two ways of believing in justice. In L. Montada & M. J. Lerner (Eds.), *Responses to victimizations and belief in a just world*. New York: Plenum Press. pp. 9–40.
- Maes, J., & Schmitt, M. (1999). More on ultimate and immanent justice: Results from the research project “Justice as a problem within reunified Germany.” *Social Justice Research*, **12**, 65–78.
- 島井 哲志・大竹 恵子・宇津木 成介・池見 陽・Lyubomirsky, S. (2004). 日本版主観的幸福感尺度 (Subjective Happiness Scale: SHS) の信頼性と妥当性の検討 日本公衆衛生雑誌, **51**, 845–853. (Shimai, S., Otake, K., Utsuki, N., Ikemi, A., & Lyubomirsky, S. (2004). Development of a Japanese version of the Subjective Happiness Scale (SHS). *Japanese Journal of Public Health*, **51**, 845–853.)
- 下島 裕美・佐藤 浩一・越智 啓太 (2012). 日本版 Zimbardo Time Perspective Inventory (ZTPI) の因子構造の検討 パーソナリティ研究, **21**, 74–83. (Shimajima, Y., Sato, K., & Ochi, K. (2012). Factor structure of a Japanese version of the Zimbardo Time Perspective Inventory. *Japanese Journal of Personality*, **21**, 74–83.)
- 白井 美穂 (2010). 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向けて (1) ——概念の提起—— 東洋大学大学院紀要 (社会学研究科), **46**, 113–123. (Shirai, M. (2010). For conceptual understanding in

“personal severity to crime” and “just world beliefs”
(1). *Bulletin of the Graduate School, Toyo University*,
46, 113–123.)

白井 美穂 (2011). 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向
けて (2) ——尺度の検討—— 東洋大学大学院
紀要 (社会学研究科), **47**, 151–166.

(Shirai, M. (2011). For conceptual understanding in
“personal severity to crime” and “just world beliefs”
(2). *Bulletin of the Graduate School, Toyo University*,
47, 151–166.)

白井 美穂・サトウ タツヤ・北村 英哉 (2011). 複線
径路・等至性モデルからみる加害者の非人間化プ
ロセス——“Demonize”と“Patientize”—— 法と
心理, **11**, 40–46.

(Shirai, M., Sato, T., & Kitamura, H. (2011).
Demonize or patientize?: Reasons in favor of the death

penalty or life confinement. *Japanese Society for Law
and Psychology*, **11**, 40–46.)

Skitka, L. J., & Crosby, F. J. (2003). Trends in the social
psychological study of justice. *Personality and Social
Psychology Review*, **7**, 282–285.

Warner, R. H., VanDeursen, M. J., & Pope, A. R. D. (2012).
Temporal distance as a determinant of just world strat-
egy. *European Journal of Social Psychology*, **42**, 276–
284.

Zimbardo, P. G., & Boyd, J. N. (1999). Putting time in
perspective: A valid, reliable individual-differences
metric. *Journal of Personality and Social Psychology*,
77, 1271–1288.

—— 2014. 1. 10 受稿, 2014. 9. 6 受理 ——

付 録

研究 2 で用いた架空の新聞記事 (被害者女性版)

深夜の通り魔事件 “誰でもいいから” 容疑者供述

5 日午前 0 時すぎに、市駅前の繁華街で女性が刃物で刺された。

警察や市消防局によると、女性は病院に運ばれたが、容体は安定しており、命に別状はない。

駆けつけた警察署員が刃物をもって現場付近にいた男を取り押さえた。事情を聞いたところ、女性を刺したこ
とを認めたため、傷害容疑で現行犯逮捕した。現場は一時騒然とした。

警察の調べに対し、逮捕された男は “誰でもいいから人を刺してやろうと思った。” という趣旨のことを話し
ている。

同署によると、被害にあった女性は、友人とたまたま現場近くを通りかかって事件に巻き込まれた。

女性が刺された現場のすぐ近くにあるコンビニエンスストアの男性従業員は “言い合いをしているような声が
聞こえ、外に出てみると男が女性を切りつけていた。近くの人が、叫び声を上げながら逃げていた。” とおびえ
た表情で話した。